

フードバリューチェーン構築推進事業実施要領（案）

制定 29 国際第 1225 号
平成 30 年 3 月 30 日
大臣官房総括審議官（国際）通知

改正 令和 3 年 3 月 31 日 2 国際第●●号

第 1 目的

海外農業・貿易投資環境調査分析事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 食産第 5386 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類欄の 2 のフードバリューチェーン構築推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金交付要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 食産第 5389 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第 2 事業実施主体

実施要綱別表 1 の事業の種類欄の 2（1）から（3）までの総括審議官（国際）（国際担当を命ぜられた大臣官房総括審議官をいう。以下同じ。）が別に定める者は、1 から 3 までの全ての要件を満たす民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例財団法人、特例社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び 4 の要件を満たす事業化共同体（コンソーシアム）とする。

- 1 補助事業を的確に遂行するに足る知見を有し、本事業を行う意思及び具体的計画を有する団体であること。
- 2 補助事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- 3 補助事業の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が 3 分の 2 を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができないので注意すること。

4 事業化共同体（コンソーシアム）が満たすべき要件

- （1）共同事業者の中から代表団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例財団法人、特例社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人のいずれか）が選定されていること。
- （2）代表団体は、1 から 3 までの全ての要件を満たしていること。
- （3）代表団体が補助金交付等に係る全ての手続等を担うこと。
- （4）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。

第 3 事業の内容等

本事業の趣旨は次に掲げるとおりとし、事業ごとの内容及び補助対象となる経費の範囲については、別記に定めるとおりとする。

1 趣旨

「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」（令和元年12月グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会決定）に基づき、相手国・地域におけるフードバリューチェーンの構築を推進し、食のインフラ輸出と日本食品の輸出環境整備等に資するため、複数の我が国農林水産・食品関連企業が連携し、海外で事業展開を進めるための取組を支援する。

2 事業の内容及び補助対象とする経費の範囲

- (1) 事業化可能性調査支援事業
- (2) 専門家派遣・相手国関係者招へい支援事業
- (3) ネットワーキング活動支援事業

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から令和3年度までとする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の別に定める事業の採択基準のうち、総括審議官（国際）が定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業内容及び実施方法について、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を実施するため適切なものであること。
- 2 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適切に行い得る体制を有していること。
- 3 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適切な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成し、総括審議官（国際）に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「変更等承認申請書」の提出をもってこれに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、交付要綱別表の重要な変更の欄に掲げる変更とする。

3 事業の着手

本事業は、補助金の交付決定後に着手するものとする。

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、総括審議官（国際）に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもってこれに代えることができる。

第8 事業完了後の額の確定に係る審査の実施

事業完了後には、交付要綱第 13 で提出を義務付けている実績報告書に基づいて額の確定に係る審査を実施することとし、審査に当たっては、実績報告書の関係書類として各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、証拠書類及び帳簿の写しを求めることとなるので、関係書類を整備するものとする。審査は、現地調査により実施するものとする。

第 9 事業収益状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第 8 の 1 の規定に基づき、事業に係る企業化、特許権等（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権をいう。以下同じ。）の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降 3 年間、毎年、別記様式 2 により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後 1 か月以内に総括審議官（国際）に提出するものとする。

第 10 収益納付

- 1 事業実施主体は、事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定などにより相当の収益を得たと認められる場合には、実施要綱第 8 の 2 の規定に基づき、原則として毎会計年度の当該収益に、当該収益を取得したときまでに交付された補助金額をそれまでに補助事業に関連して支出された開発費総額で除した値を乗じて得た額を、国庫に納付するものとする。
- 2 納付額の上限は、交付された補助金総額から、補助事業に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。
- 3 収益納付すべき機関は、事業終了年度の翌年度以降 3 年間とする。

第 11 海外の付加価値税に係る還付金の納付

- 1 事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。
- 2 他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第 12 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

第 13 報告又は指導

総括審議官（国際）は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記

本事業の内容及び交付要綱別表の事業に要する経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとし、補助対象経費の範囲は別表のとおりとする。

1 事業化可能性調査支援事業の内容及び補助対象経費の範囲

(1) 本事業の内容

複数の我が国農林水産・食品関連企業が連携し、相手国・地域において事業展開を進める上で必要な事項（当該国・地域の市場規模、必要投資額、調達経費等）の調査を支援する。

なお、本事業の実施に当たっては以下に留意するものとする。

ア 本事業の事業実施主体は、当該国・地域において複数の我が国企業の連携により事業展開を進めようとする企業等とすること。

イ 当該調査に係る事業展開（新規事業参入、新商品販売等）が確実な場合等は対象外とすること。

ウ 事業実施主体は、事故等不測事態発生時における危機管理体制を十分に整えること。

エ 事業実施主体は、農林水産省からの求めに応じて、当該調査により得られた資料・データ等の情報及びその分析結果を適宜報告すること。

オ 事業実施主体は、当該調査を通じ当該国・地域の民間企業・関係機関等との間の、事業実施主体や我が国食産業の事業展開の推進に資する MoU（覚書）等の締結に努め、締結の際には農林水産省へ報告すること。

(2) 補助対象経費

消耗品費、旅費、謝金、賃金、人件費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、翻訳料、通訳料、委託費

2 専門家派遣・相手国関係者招へい支援事業の内容及び補助対象経費の範囲

(1) 本事業の内容

① 専門家派遣

複数の我が国農林水産・食品関連企業が連携し、相手国・地域において事業展開を進める上で必要な専門家の派遣（我が国の技術・ノウハウ等の紹介、相手国政府や現地企業等の関係者との意見交換、プロジェクトサイトの視察等）を支援する。

なお、本事業の実施に当たっては以下に留意するものとする。

ア 本事業の事業実施主体は、当該国・地域において複数の我が国企業の連携により事業展開を進めようとする企業等とすること。

イ 当該派遣に係る事業展開（現地企業との契約等）が確実な場合等は対象外とすること。

ウ 1回当たりの派遣期間は1週間程度とし、期間中、より多くの相手国政府や現地企業等の関係者と交流機会を得られるよう調整する等、効果的・効率的な事業実施に努めること。

エ 事業実施主体は、事故等不測事態発生時における危機管理体制を十分に整えること。

オ 事業実施主体は、農林水産省からの求めに応じて、当該派遣による成果（訪問先の反応、個別案件受注等の見通し等）の評価・分析を行い、明らかになった課題等を適宜報告すること。

カ 事業実施主体は、当該派遣を通じ、当該国・地域の民間企業・関係機関等との間の、事業実施主体や我が国食産業の事業展開の推進に資する MoU（覚書）等の締結に努め、締結の際には農林水産省へ報告すること。

②相手国関係者招へい

複数の我が国農林水産・食品関連企業が連携し、相手国・地域において事業展開を進める上で必要な関係者（相手国政府関係者、現地企業的意思決定者や技術責任者等）の我が国等への招へい（我が国の技術・ノウハウ等の紹介、運用現場の視察等）を支援する。

なお、本事業の実施に当たっては以下に留意するものとする。

ア 本事業の事業実施主体は、当該国・地域において複数の我が国企業の連携により事業展開を進めようとする企業等とすること。

イ 当該派遣に係る事業展開（現地企業との契約等）が確実な場合等は対象外とすること。

ウ 1回当たりの招へい期間は1週間程度とし、期間中、より多くの民間企業等が招へい者と交流機会を得られるよう調整する等、効果的・効率的な事業実施に努めること。

エ 事業実施主体は、事故等不測事態発生時における危機管理体制を十分に整えること。

オ 事業実施主体は、農林水産省から求めに応じて、当該招へいによる成果（招へい者の満足度、個別案件受注等の見通し等）の評価・分析を行い、明らかになった課題等を適宜報告すること。

カ 事業実施主体は、当該招へいを通じ、当該国・地域の民間企業・関係機関等との間の、事業実施主体や我が国食産業の事業展開の推進に資する MoU（覚書）等の締結に努め、締結の際には農林水産省へ報告すること。

(2) 補助対象経費

消耗品費、旅費、謝金、賃金、人件費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、翻訳料、通訳料、招へい費（(1) ②のみ）、委託費

3 ネットワーキング活動支援事業の内容及び補助対象経費の範囲

(1) 本事業の内容

複数の我が国農林水産・食品関連企業が連携し、相手国・地域において事業展開を進める上で必要な国内外の連携先の開拓等に向けたネットワーキング活動（海外展開のための国内外の展示会・商談会等の開催、国外の食関連イベント参加等）を支援する。

なお、本事業の実施に当たっては以下に留意するものとする。

ア 本事業の事業実施主体は、当該国・地域において事業展開を進めようとする企業を取りまとめてネットワーキング活動を行う団体等とすること。

イ 当該ネットワーキング活動に係る事業展開（現地企業との契約等）が確実な場合等は対象外とすること。

ウ ネットワーキング活動の内容・時期・場所を適切に設定する、参加者に対して十分な事前説明を行う等、効果的・効率的な事業実施に努めること。

エ 事業実施主体は、事故等不測事態発生時における危機管理体制を十分に整えること。

オ 事業実施主体は、各ネットワーキング活動の実施後、参加者へのアンケート等によって、当該活動の効果等を把握・整理すること。

カ 事業実施主体は、当該活動を通じ、参加企業と当該国・地域の民間企業・関係機関等との間の、参加企業や我が国食産業の事業展開の推進に資する MoU（覚書）等の締結に努め、締結の際には農林水産省へ報告すること。

キ 事業実施主体は、農林水産省の求めに応じて、上記オの結果を含めたネットワーキング活動の概要、各参加者の連携先開拓等の見通し、収集した資料・データ等の情報、作成した資料、訪問先とのやりとり概要、事業活動の成果、今後の課題等を適宜報告すること。

(2) 補助対象経費

消耗品費、旅費、謝金、賃金、人件費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、翻訳料、通訳料、委託費

別表

補助対象経費	範 囲
消耗品費	事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材等の調達に係る経費とする。
旅費	事業を実施するために必要となる現地調査・指導、委員会、研修、講演会、セミナー、ワークショップ、会議等の実施に当たり、職員、委員、講師等に支払われる旅費とする。なお旅費はパック旅行等を活用する等、経費の節減に努め、市場価格や複数の旅行会社等を比較検討した上で、最も安価なチケット等を利用するものとする。
謝金	事業を実施するために必要となる業務（専門的知識の提供、資料の収集等）について協力を得た者に対する謝礼に係る経費とする。 謝金の単価は、事業実施主体の内部規程や国、都道府県、市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定することとする。
賃金	事業を実施するために必要となる業務（資料の整理等）について、臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。 賃金の単価は、事業実施主体の内部規程や国、都道府県、市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定することとする。
人件費	事業を実施するために必要となる業務について、職員に対して支払う実働に応じた対価とし、額の算定方法については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によることとする。
印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット、報告書等の作成に係る経費とする。
通信運搬費	事業を実施するために必要となる郵便料、インターネット使用料、諸物品の運賃の支払等に係る経費とする。
使用料及び賃借料	事業を実施するために必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用等に係る経費とする。
翻訳料	事業を実施するために必要となる資料の翻訳に係る経費とする。
通訳料	事業を実施するために必要となる通訳の雇用に係る経費とする。
委託費	事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とする。 なお、委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとし、補助金額の50%未満とする。ただし、委託先の業務が海外で行われる場合は、上記の委託比率の例外とする。 また、事業そのもの又は事業の主たる部分の委託は認めない。民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限ることとし、以上の条件を満たした上で、委託に当たっては農林水産省と協議するものとする。
招へい費	招へいする場合に必要となる招へい者の移動及び滞在に係る経費とする。

別記様式1（第6関係）

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房総括審議官（国際） 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和〇〇年度フードバリューチェーン構築推進事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）
申請について

海外農業・貿易投資環境調査分析事業実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5386号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認申請します。

- （注1） 関係書類として別添を添付すること。
- （注2） 中止又は廃止の場合には、本様式中の「事業の目的」を「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について記載すること。
- （注3） 事業実施結果に係る報告書の一部として本様式を用いる場合には、件名を「平成30年度フードバリューチェーン構築推進事業実施計画の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

(別添)

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助	事業実施主体		
		円	円	円	(1) 委託 する場合の その相手先 名 (2) 委託 の内容及び それに要す る経費	
合計						

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表の区分の欄により記入すること。
2 事業細目は、交付要綱別表の経費の欄により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

1 事業概要

(1) 事業種類 (注1)	
(2) 事業実施国・地域 (都市名)	
(3) 事業実施主体	
(4) 事業概要 (注2)	
(5) 事業総額	●円
(6) 事業実施期間	

(注1) 複数の種類の事業を実施する場合は、それぞれの事業種類を記載すること。

(注2) 複数の種類の事業を実施する場合は、それぞれの事業の概要を簡潔に記載すること。詳細は5で記載すること。

2 事業実施主体の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 設立年月日
- (4) 主たる業務の内容
- (5) 代表者の役職及び氏名
- (6) 連絡担当者
所属、役職名及び氏名
電話番号及びFAX番号
Eメールアドレス

3 事業の目的

事業実施の背景となる、市場ニーズ、フードバリューチェーン構築における課題、複数企業の連携による海外展開のメリットなどを踏まえ、本事業の目的をわかりやすく記載すること。

4 成果目標

達成を目指す定量的な目標についても記載すること。

例：●社の企業を視察し、●●に係る制度の詳細を把握し、事業計画を策定（事業化可能性調査支援事業）

●名の関係者を招へいし、●箇所を視察するとともに●件の MoU を締結（専門家派遣・関係者招へい支援事業）

●社の参加のもと、展示会を●回開催し、●件の成約を実現（ネットワーキング活動支援事業）

5 事業実施により見込まれる効果

- (1) 我が国農林水産・食品関連企業の海外展開への効果・波及効果について記載すること。
- (2) (1) に伴う事業実施国におけるフードバリューチェーン構築への貢献について記載すること。
- (3) その他に、我が国農林水産業・食品産業への効果・影響が想定される場合は記載すること。

6 事業の内容

- ・事業内容の詳細（事業実施国の選定理由、海外展開の方針、海外展開及びフードバリューチェーン構築の現状と課題、課題解決に向けた取組方針、事業化可能性調査等の内容）を記載すること。
- ・複数企業の連携による海外展開の取組方針を記載すること
- ・必要により、図表、写真等を用いてわかりやすく記載すること。
- ・複数の種類の事業を実施する場合は事業種類ごとに事業内容を記載すること。

(事業種類ごとの記載留意点)

- ・事業化可能性調査支援事業については、その調査・分析手法、スケジュール等の詳細について記載すること。
- ・専門家派遣・相手国関係者招へい支援事業については、派遣者とその専門分野・資格、派遣先、招へい者、専門家派遣（招へい）、招へい先、スケジュール等について詳細に記載すること。
- ・ネットワーキング活動支援事業については、展示会等実施するネットワーキング活動のテーマ、開催地・開催期間、参加者人数、事業実施方法（参加者応募方法等）、スケジュール等を詳細に記載すること。

(委託を実施する場合の記載留意点)

- ・委託を実施する場合は、委託内容等を具体的に記載すること。
 委託内容：具体的な委託内容を記載
 委託理由：委託の必要性等を具体的に記入
 委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由等を記載。委託先が決まっていな
 い場合は、想定先や選定方法等を記載
 委託予定金額：●●●円
 委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付すること。

7 事業実施体制

- ・事業実施体制を図示すること。また、連携・委託等を行う団体がある場合は、その名称、概要及び事務処理体系についても記載すること。
- ・また、事業実施中の危機管理体制について、連絡先等を記載すること。

8 年間スケジュール

実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 事業化可能性調査					(例)	←●●地区現地調査→						
(2) 専門家派遣・相手国関係者招へい					←●●社関係者招へい→							
(3) ネットワーキング活動									←●●において商談会開催→			

※各事業種類の実施内容ごとにスケジュールを記載すること。

9 事業実績概要

- 事業実施後、取組実績について概要を記載すること。
- 事業実施効果について検証結果の概要を記載すること。
- 別途事業実施結果を報告書として取りまとめ農林水産省に提出すること。

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房総括審議官（国際） 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和〇〇年度フードバリューチェーン構築推進事業収益状況報告書

令和〇〇年〇月〇〇日付け〇〇国際第〇〇号で補助金の交付決定通知があった令和〇〇年度フードバリューチェーン構築推進事業収益状況報告書について、海外農業・貿易投資環境調査分析事業実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5386号農林水産事務次官依命通知）第8の1の規定により、事業の収益の状況について下記のとおり報告する。

記

- 1 事業に係る企業化、特許権等の譲渡又は特許権等を利用する権利の設定等事業を実施することにより発生した収益
円
- 2 本年度までに補助事業に関連して支出された費用の総額
円
- 3 補助金の確定額
令和 年 月 日付 第 号確定
円

（注1） 収益計算書等を添付すること。